

第 3 1 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和2年1月14日午後2時00分、水戸市農業委員会総会を本庁舎5階 農業委員室に招集した。

出席委員（23名）

1 番 根 本 太 濤	2 番 皆 川 重 文	3 番 深 谷 泉
4 番 鬼 澤 勇 一	5 番 吉 澤 勇	6 番 浅 井 紘 一
7 番 雨 谷 克 己	8 番 江 橋 健 男	9 番 大 圖 金 雄
10 番 関 成 一	11 番 軍 地 美 代	12 番 高 島 和 子
13 番 皆 川 晃	15 番 後 藤 啓 一	16 番 今 関 征 一
17 番 渡 邊 隆 文	18 番 外 岡 健 寿	19 番 飯 島 清 光
20 番 笹 沼 恭 一	21 番 市 村 正 司	22 番 川 又 隆 雄
23 番 山 崎 千 正	24 番 高 安 幸 一	

欠席委員（1名）

14 番 横須賀 尋 史

事務局

次長	吉 川 正 浩	次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也
農地係長	谷 津 知 一	農地係	江 幡 清 美
農地係	小 橋 央 樹	農地係	関 拓 也

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 改めまして、明けましておめでとうございます。

定刻になりましたので、本来であれば総会に入りたいんですけども、総会に入る前に、水戸市農業委員会表彰要項に基づき、委員の表彰を執り行いたいと思います。

今回は、水戸市農業委員会表彰要項第2条第5号「35年以上委員の職にある者」といたしまして、笹沼恭一委員、第2条第2号「20年以上委員の職にある者」として、根本太濤委員が該当しております。

それでは、お二人を表彰したいと思いますので、まず笹沼委員の表彰を執り行います。

前へお願いいたします。

渡邊代理から渡していただきます。

渡邊代理 表彰状。

笹沼恭一様。

あなたは水戸市農業委員会委員として、35年以上の永きにわたり、水戸市農業の発展に尽力されました。よって、ここにその功績をたたえ表彰いたします。

令和2年1月14日。

水戸市農業委員会会長、笹沼恭一。

笹沼会長 どうもありがとうございました。（拍手）

事務局 続きまして、根本委員の表彰を執り行いたいと思います。

根本委員、前へお願いいたします。

笹沼会長 表彰状。

根本太濤様。

あなたは水戸市農業委員会委員として、20年以上の永きにわたり、水戸市農業の発展に尽力されました。よって、ここにその功績をたたえ表彰いたします。

令和2年1月14日。

水戸市農業委員会会長、笹沼恭一。

根本委員 どうもありがとうございました。（拍手）

事務局 以上で表彰式を終了いたします。

それでは、総会に入りますので、会長、総会の開会をお願いいたします。

笹沼会長 皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。

令和2年、皆様方には、非常に輝くすばらしい新年を迎えたことと思います。

昨年は、皆様方には大変ご協力いただきまして、農業委員会の運営もスムーズにできました。重ねて感謝を申し上げたいと思います。

昨年は、5月に元号が平成から令和にかわりました。この記念すべき年に、茨城県

では 45 年ぶりに茨城国体が開催され、終わってみれば、天皇杯、皇后杯を獲得することができました。今まで、魅力度が 47 都道府県中最下位というような中で、魅力度が上がっていくきっかけのひとつになるのではないかと考えているところであります。

そういう年ではありましたけれども、秋になりまして、秋雨前線による長雨、そしてまた台風 15 号、19 号と、立て続けに超大型の台風に見舞われました。15 号については、風速 57.5 メートルと、台風が発生した直後の威力を保ったまま千葉県を直撃して、1 カ月半経ってもライフラインが直らないというような甚大な被害を出しました。台風 19 号については、茨城県内、特に那珂川・久慈川水系において、約 20 カ所で堤防が決壊・越水しまして、これまた甚大な被害を出しました。

このような大きな災害ですけれども、昨年だけということではないと思います。もしかすると、今年も来年もそういった台風が来るかもしれません。なので、我々としてはそれに対する対策を講じていかなければならないと考えているところであります。

いずれにしましても、今日は、これから新年会もございます。残すところ我々の任期もあと半年でありますので、残りの半年間、よろしくご協力をお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

本日は、大変ご苦勞さまでございます。

議 長 それでは、ただいまより第 31 回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 23 名、欠席委員は 1 名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議が成立いたしますことを報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任との声がございましたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございました。議長が指名することといたします。15 番の後藤委員、そして 16 番の今関委員をお願いいたします。

初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明させます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の訂正表と記載された用紙をご覧ください

い。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第9項になります。

議案書作成時には、申請者は住宅敷地の拡張として、建築指導課と協議の上進めておりましたが、建築指導課が改めて調査したところ、開発許可が不要であると判断し、開発許可申請が取下げとなったため、議案書を利用目的である駐車場に訂正する次第です。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第31回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が30件、農地法第4条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が23件、土地現況証明が5件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が12件、農地法第4条の届出が5件、農地法第5条の届出が19件、制限除外の農地の移動届が1件でございます。

審議案件、報告事項、合わせまして100件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を10番の関委員によりしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。14番横須賀委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議お願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 2番、皆川です。

この件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番，皆川です。この件につきまして，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番，皆川です。

この件につきましても，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番，皆川です。

この件につきましても，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われま
すので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大の
ため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号
のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番，皆川です。

この件につきましても，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われま
すので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大の

ため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番、皆川です。

この件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、契約内容は公売による落札であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地の公売に参加し、落札したので取得し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4番，鬼澤です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いしま
す。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4番，鬼澤です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いいた
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま

す。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4 番，鬼澤です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4 番，鬼澤です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7 番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 23 番，山崎です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 23番、山崎です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 23 番, 山崎です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 経営規模拡大のため, 申請地を譲り受け, 耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

山崎委員 23 番, 山崎です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが, 契約内容は売買あります。受人は, 経営規模拡大のため, 申請地を譲り受け, 耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 23 番，山崎です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますが，ご審議をよろしくお願
い
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大
のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各
号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 23 番，山崎です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますが，ご審議をよろしくお願
い
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが，まず合計面積の訂正がございます。筆の面積の合計
と，表記された合計面積が相違しておりますが，表記された合計面積が誤りです。訂

正をお願いします。今後注意してまいります。

第 20 項の契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接し、耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 17 番，渡邊です。

この件につきまして，調査検討したところ，法令に照らし許可相当かと思われま
すので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，以前から申請
地を耕作してきたため，今回譲り受け，引き続き耕作したい旨の申請であります。農
地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3 番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われま
すので，ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3 番、深谷です。

この案件に関しましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 23 項、第 24 項及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についての第 21 項が関連しますので、事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

申請の内容としましては、営農型太陽光発電設備の設置に関連する内容になります。まず初めに、営農型太陽光発電設備について説明いたします。

別紙にて用意しております資料をご覧ください。

写真を見ていただくと、具体的なイメージがつかめるかと思えます。営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置することになります。栽培する農作物に制限はありませんが、パネルの影響で日陰になったとしても、平均的な収穫量の 8 割以上の収穫量が求められております。

農地転用の扱いとしましては、太陽光発電パネルを載せる架台の支柱部分のみが一時転用の対象になります。

次に、一時転用の許可期間ですが、通常は 3 年間です。3 年ごとに迎える一時転用許可の期間満了時に、改めて一時転用許可の申請をして、一時転用許可の期間の更新

をしていくこととなります。

次に、許可後の手続ですが、許可を受けた者は、年に一度、栽培している農作物の生育状況や収穫量の報告をする必要があります。

そして、農業委員会は、毎年その営農状況を確認していく必要があります。仮に営農が継続されていなければ、改善措置の指導や、一時転用許可の更新をしないことや、発電パネルの撤去を求めることとなります。

総括としまして、その制度の特徴は、売電を目的とした発電事業が、営農を継続して行い、一定の収穫量の維持が伴えば、今まで事業用の太陽光発電設備の設置が認められていない農地、つまり第1種農地などでも設置することができる制度です。

したがって、発電と営農の両立をするために「発電パネルの下で収穫が期待できるものなのか」や、「営農や事業を継続的に行えるのか」、「周辺農業や農業計画へ支障が生じないか」などを確認する必要があります。

制度の説明は以上になりますが、具体的に今回の申請についてご説明いたします。

先ほどご覧いただきました別紙の資料の裏面、申請内容のイメージ図をご覧ください。

図にあります営農者は、議案の第23項が該当します。

地主から土地を賃借し、耕作したい者が議案第23号の賃借人となります。

次に、図にありますパネルを載せる架台の支柱部分ですが、支柱の部分のみが一時転用の扱いとなります。

議案書の13ページ、議案第3号の農地法第5条の第21項は、太陽光発電パネルを載せる架台の支柱部分を発電事業者が賃借して設置したい旨の申請となります。

その議案書に記載されておりますとおり、転用面積が0.45平方メートルと少ない面積になっておりますが、直径が7.6センチメートルの支柱を96本分の面積と、直径14センチメートルの電線の引込柱1本分の面積とを合わせた合計の面積となっております。

次に、図にあります太陽光パネルの部分に関しては、議案書のページが戻りまして、5ページの第24項でございます。

農地の上部に太陽光パネルがあり、それを使って収益を目的とした権利を設定する手続を発電事業者が行うこととなります。つまり、農地の空中を太陽光パネルがある部分を境に上下に分けて権利を設定したい旨の申請となります。

この区分地上権を他の物で考えてみますと、有名な物ではモノレールなどがあるところに設定されているものになります。

以上のことから、農地法第3条の第24項の区分地上権と農地法第5条の営農型太陽光発電設備の許可とを分けて考えることが難しいものかと思われます。

今回の申請についてまとめますと、土地所有者と営農者と発電事業者の三者が存在

し、それぞれに必要な権利の設定を行う一連の内容になっております。
説明は以上になります。

議 長 それでは、第 23 項を上程いたします。

事務局 第 23 項でございますが、契約内容は賃貸借であります。賃借人は、経営規模
拡大のため、申請地を賃借し、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項
各号いずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6 番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われれます。審議
をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

後藤委員 支柱の高さはどのぐらいになるんですか。

事務局 支柱の最低地上高が、地上 2 メートル以上となっております。パネルの下で営
農することになりますので、人や機械がパネルの下に入れる空間を確保するという
のが許可基準で求められております。

後藤委員 それで、これは面積が大体 900 平方メートルでしょう。900 平方メートルを
太陽光パネルにするのか。

事務局 今回の申請地は 2,437 平方メートルございまして、そのうち 908.38 平方メー
トルがパネルを敷く面積です。

後藤委員 パネルを敷く面積なんですね。

そうすると、パネルの下の真ん中あたりは余り光は入らないですね。実際はわから
ないけれども。

事務局 パネルの配置に関してなんですけれども、事業用の太陽光をメインとしますパ

ネルにつきましては、一般的にはパネルとパネルの間を密接にくっつけて設置しております。今回の営農型につきましては、光が差し込むことと、雨が落ちることを計算して、10センチメートルから20センチメートルの間隔を空けてパネルを設置する計画となっております。

後藤委員 わかりました。どうもありがとうございました。

市村委員 これにありますけれども、月2,565円というのは、これは10アールあたり2,565円、支柱の面積の金額ですか。

事務局 こちらは第23項でございますが、毎月2,565円の賃貸借の契約になっておまして、10アールあたりです。同様に、パネルを設置します面積が908平方メートルであっても、10アールあたり同じ金額で太陽光事業者が借りるという契約になります。

市村委員 区分地上権が下も2,565円とあるけれども、これは柱の部分の面積なんでしょう。

事務局 第24項はパネルを設置する部分です。

市村委員 だから、一応そういうことをもし聞かれた場合には、1メートル四方のパネルが何枚入るのかわからないけれども、支柱が何本立って、2,565円かかりますよということなんでしょう、一時転用の面積だから。

事務局 比較・参考として、13ページの第21項をご覧ください。

こちらは農地法5条の申請案件でして、0.45平方メートルが支柱部分の面積となっております。こちら支柱部分の面積で割りますと、単価が上がりますので、支柱部分についての月の賃借金額については高額となっております。先ほどの3条は10アールあたりでしたけれども、こちらは1平方メートルあたりの単価になります。

議 長 ほかにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 なければ、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第24項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第21

項は関連があるので、あわせて上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、第 24 項及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についての第 21 項をあわせて上程いたします。

事務局 第 24 項でございますが、契約内容は区分地上権の設定であります。賃借人は、営農型太陽光発電設備の設置のために、発電パネルの部分に区分地上権を設定したい旨の申請であります。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についての第 21 項の説明でございますが、契約内容は賃貸借であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。営農者の作付予定作物はサトイモであります。申請地は、農用地区域内にある農地でございますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省の通知により、一時転用として設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は 3 年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6 番、浅井です。

この案件についても、調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われませんが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、先ほどと同様に、第 25 項、第 26 項及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についての第 22 項は関連があるので、事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 先ほどご覧いただきました別紙の資料の裏面、申請内容のイメージ図をご覧ください。

先ほどの審議の内容と異なる点は、土地の所在と所有者が異なる形になり、権利の設定などにつきましては同様であります。

図にあります営農者は、議案の第 25 項が該当し、賃借して耕作したい旨の内容になります。

次に、図にありますパネルを載せる架台の支柱部分についてですが、議案書の 13 ページ、議案第 3 号の農地法第 5 条の第 22 項が該当いたします。

次に、図にあります太陽光パネルの部分に関しては、議案書のページが戻りまして、6 ページの第 26 項が該当いたします。

以上のことから、この案件につきましても、議案第 1 号第 26 項の区分地上権と議案第 3 号第 22 項の営農型太陽光発電設備の許可とを分けて考えることが難しいものかと思われまます。

説明は以上になります。

議 長 それでは第 25 項を上程いたします。事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが、契約内容は賃貸借であります。賃借人は、経営規模拡大のため、申請地を賃借し、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 それでは、関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6 番、浅井です。この案件も、調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われまます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第 26 項及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についての第 22 項は関連があるので、あわせて上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、第 26 項及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についての第 22 項をあわせて上程いたします。事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが、契約内容は区分地上権の設定であります。賃借人は、

営農型太陽光発電設備の設置のために、発電パネル部分に区分地上権を設定したい旨の申請であります。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての13ページ、第22項の説明でございます。契約内容は賃貸借であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。営農者の作付予定作物はサトイモであります。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と史料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6番、浅井です。

この案件について、調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、以前から申請地を耕作してきたため、今回譲り受け、引き続き耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18番、外岡です。

この件につきまして、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。

皆様方のご審議，よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 28 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 28 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，自作地に隣接し，耕作に便利のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番，外岡です。

この件につきましても，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われませんが，皆様方のご審議，よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 29 項と第 30 項は関連がございますので，あわせて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第 29 項と第 30 項は関連がありますので，あわせてご説明いたします。

第 29 項と第 30 項の契約内容は交換であります。受人は，自作地に隣接し，耕作に便利のため，申請地を交換し，耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 申請人は, 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により, 新たに発電事業を始めるため, 太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は, 土地改良区域内の農地であることから, 第1種農地と思料されますが, 農地法施行令第4条第1項第2号ニの規定により, 許可可能であると考えます。

また, 備考欄に記載のとおり, 議案第3号第1項と関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1番, 根本です。

この件に関して調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、申請人は、平成29年2月に一時転用許可を受けて、申請地に農地へ補充するための土を仮置きする農業資材置場を設置しておりますが、期間満了後も継続して使用したい旨の申請であります。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行令第10条第1項第2号イの規定により、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15番、後藤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、申請人は、平成4年1月頃から、農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請であります。

また、備考欄に記載のとおり、議案第3号第17項と関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、申請人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に学校と幼稚園があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に中学校と歯科医院があることから、農地区分は第3種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

また、備考欄に記載のとおり、議案第2号第1項と関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1 番，根本です。

この件に関して，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしますが，3,000 平方メートル以上なので，県農業会議に諮問いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが，契約内容は使用貸借であります。借人は，製麺所を営しておりますが，国による那珂川河川改修工事による公共移転に伴い，製麺工場を新たに建築したい旨の申請であります。申請地は，広がりのある農地であることから，第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により，許可可能であると考えます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13 番，皆川です。14 番横須賀委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。14番横須賀委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番，皆川です。

この件につきましても，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，医師であります。現在の診療所が老朽化しているため，新たに診療所を移転・新築したい旨の申請であります。申請地は，水道，下水道が埋設された道路に面し，500メートル以内に病院と保育所があることから，農地区分は第3種農地と思料されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番，関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，近隣に診療所を移転・新築予定であり，従業員用の駐車場を設置したい旨の申請であります。申請地

は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、不動産業を営んでおりますが、隣接する資材置場への進入路を設置したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在の住宅敷地に駐車場がないため、駐車場を拡張したい旨の申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、近接する農地で作業する際の駐車場を設置したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4 番、鬼澤です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4番, 鬼澤です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 現在アパートに住んでおりますが, 手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思量され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが, 契約内容は賃貸借であります。賃借人は, 建築業を営んでおりますが, 現在借りている資材置場の敷地を返還することになったため, 資

材置場を新たに移転して設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、契約内容は地上権の設定であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われまますので, ご審議よろしくお願
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが, 契約内容は使用貸借であります。借人は, 昭和50年
1月ごろから, 農家住宅敷地の一部として利用してきましたが, 手続が未済のため,
始末書を添えての申請であります。

また, 備考欄に記載のとおり, 議案第2号第3項と関連案件であることを申し添え
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われまますので, ご審議よろしくお願
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが, 契約内容は地上権の設定であります。賃借人は, 再

生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、契約内容は地上権の設定であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号ニの規定により、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 8 番，江橋です。

第 20 項につきまして、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 関係委員から、許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

第 21 項，第 22 項は、もう既に審議済みでありますので、第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 初めに、議案書番号に訂正がございます。

第 23 項のところ，第 24 項と記載がありますので，訂正をお願いいたします。

引き続き，第 23 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，茨城県による道路工事の公共工事によって，現在の住宅敷地が狭くなってしまったので，隣接地に住宅敷地を拡張したい旨の申請であります。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思われま。皆様、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項は、平須町の畑、717平方メートルの土地について土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査を行った結果、転用目的の通り原野であることを確認しましたので、証明を可としたものであります。

第2項から第5項につきましても、同じく現地調査の結果、転用目的の通り原野であることを確認しましたので、証明を可としております。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

農政課 お手元の資料、別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和元年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目、設定期間3年未満につきましては、畑が新規のみで508平方メートル、設定者、取得者ともに1名でございます。

表の2段目、設定期間3年以上6年未満につきましては、田が1万555平方メートル、うち再設定9,715平方メートル、畑が新規のみで4,494平方メートル、設定者7名、取得者6名、うち再設定の設定者5名、取得者5名でございます。

表の3段目、設定期間6年以上10年未満につきましては、田が新規のみで4,596平方メートル、設定者、取得者ともに2名でございます。

表の4段目、設定期間10年以上につきましては、田が14万9,310平方メートル、うち再設定3万714平方メートル、畑が3万5,937平方メートル、うち再設定5,309平方メートル、設定者29名、取得者4名、うち再設定の設定者12名、取得者1名でございます。

今回の設定の合計につきましては、田が16万4,461平方メートル、うち再設定4万429平方メートル、畑が4万939平方メートル、うち再設定5,309平方メートル、設定者39名、取得者13名、うち再設定の設定者17名、取得者6名でございます。

利用権設定年月日は、令和2年1月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

初めに、今関委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、退席をお願いいたします。

(今関委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

農政課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

今関委員の配分計画案についてご説明いたします。

令和2年農用地利用配分計画書(案)の10ページをお開きください。

こちらは、田が再設定のみで2,284平方メートル、設定期間は3年間でございます。賃借権等の設定年月日は、令和2年3月1日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

それでは、今関委員に着席を求めます。

(今関委員着席)

議 長 続いて、高安委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席を求めます。

(高安委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

農政課 令和2年農用地利用配分計画書(案)の16ページをお開くください。

高安委員に係る農用地利用配分計画案につきましてご説明いたします。

こちらは、田が再設定のみで1,200平方メートル、設定期間は9年間でございます。賃借権等の設定年月日は令和2年3月1日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安委員着席)

議 長 続けて、事業担当課から説明を続けます。

農政課 先ほどご承認いただきました農用地利用配分計画案の面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

令和2年農用地利用配分計画書(案)について、集計表にて内容を申し上げます。

農地中間管理事業による賃借権、または使用貸借による権利の設定面積につきましては、表の2段目、設定期間5年以上10未満につきましては、田が3万1,117平方メートル、うち再設定8,584平方メートル、畑が1万104平方メートル、うち再設定4,795平方メートル、設定者1名、取得者5名、うち再設定の設定者1名、取得者3名でございます。

表の3段目、設定期間10年以上につきましては、田が新規のみで10万8,531平方メートル、畑が新規のみで5,827平方メートル、設定者1名、取得者13名でございます。

今回のこちらの設定の合計につきましては、田が13万9,648平方メートル、うち再設定8,584平方メートル、畑が1万5,931平方メートル、うち再設定4,795平方メートル、設定者1名、取得者18名、うち再設定の設定者1名、取得者3名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は、令和2年2月25日、令和2年3月1日に予定されております。

農用地利用配分計画(案)の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席いたします。

それでは、ここで農業委員会申し合わせ決議を行います。

ただいまから、資料の配付を行います。

それでは、事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、ただいま配りました農業委員会申し合わせ決議、こちらを説明させていただきます。

まず、ページをめくっていただきまして、今回の内容の趣旨を記載しております。こちらは全国農業会議所から各都道府県農業会議会長に宛てた依頼文書でございます。内容としましては、昨年10月に農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したということでございます。言うまでもなく、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ、農地制度の適正執行に努めなければならないということでございまして、11月28日に全国農業委員会会長代表者集会を開催し、その中で「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されてございまして、各市町村農業委員会においても、同様の趣旨の決議をするようにということでございます。

ページをめくっていただきまして、こちらが11月28日、代表者集会における決議文の写しとなっております。こちらは後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして、右側が農業会議から各市町村農業委員会会長に宛てた依頼文書ということで、内容としましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

こちら、裏面の一番最後のページになります。申し合わせ決議(案)ということでございまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

私たち農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条に規定する「議事参与の制限」及び同法第 33 条に規定する「議事録の公表」を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 2 年 1 月 14 日。

水戸市農業委員会。

参考としまして、法律第 31 条、第 33 条の抜粋を記載しております。

今のところ、水戸市農業委員会においては、こちらの議事参与の制限、そして議事録の公表は徹底して行っております。

現在の農業委員任期はあと半年になりますが、引き続き法令遵守に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特にご意見はないようですが、事務局説明のとおり決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、そのように決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に対する受理についてでございますが、第 1 項、平須町から、2 ページの第 12 項、大足町までの計 12 件の届出がございました。

続きまして、報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の転用届出に対

する受理についてでございますが、第1項、姫子1丁目での住宅敷地の一部への転用から、3ページの第5項、赤塚1丁目での道路への転用までの計5件の届出がございました。

続きまして、報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、渡里町での住宅への転用から、5ページの第19項、東前町での住宅への転用までの計19件の届出がございました。

農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の通知についてでございますが、農地の耕作目的の賃貸借を解約するという通知が1件ございました。

続きまして、報告第5号 制限除外の農地の移動届についてでございますが、第1項、上国井町での携帯電話用無線基地局を設置する届出の1件がございました。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無についてでございます。

第1項は、水戸地方法務局登記官から、東野町の田、面積が1,107平方メートルの土地について、土地の地目確認照会があり、農業委員3名で現地調査を行った結果、原状回復命令を発しないことで回答しております。

第2項から第6項につきましても、同じく現地調査の結果、原状回復命令を発しないことで回答しておりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第31回総会を閉会いたします。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時30分